インド特許法の基礎(第22回)

~特許要件(3)~

河野特許事務所 弁理士 安田 恵

1. はじめに

インドにおいて特許を受けることができる発明は、進歩性を含み、かつ、産業上利用可能な新規の製品又は方法であり(第2条(1)(j))、コンピュータ関連発明も発明に含まれる。しかし、数学的方法、ビジネス方法、コンピュータプログラムそれ自体、アルゴリズムは、法上の発明に該当しないとされ(第3条(k))、特許を受けることができない。発明の保護対象は日本と異なる。コンピュータ関連発明に係る特許性のハードルはインドの方が日本より高い。また、インドにおけるコンピュータ関連発明の審査手法は、類似の条文を有する欧州等とも異なる。

2. インド特許法第3条(k)

(1) 関連条文

コンピュータ関連発明の特許性に関連する条文を表1に示す。また、参考までにインド特許法 第2条(1)(i)及び第3条(k)に対応する欧州特許条約及び英国特許法の関連条文を表1に示す。

日本特許法においては「自然法則を利用した技術的思想の創作」の要件を満たせば、コンピュータプログラムも物の発明として保護される(日本特許法第2条1項、3項)。これに対して、インド特許法においては、発明の主題が数学的方法、ビジネス方法、コンピュータプログラムそれ自体及びアルゴリズムに該当する場合、その発明は保護されない(第3条(k))。

細部が異なるものの、英国特許法はインド特許法と類似の条項を有しており、インドの特許実務は少なからず英国の実務及び判例の影響を受けていると思われる¹。欧州特許条約もインド特許法と類似の条項を有しているが、その細部は異なり、特許性の審査方法も異なる。

¹ Order No.222 of 2011において英国のSymbian判決を参照している。